

新庄市告示第58号

令和6年度新庄市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

新庄市長 山科朝則

令和6年度新庄市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、又は地震による家屋倒壊から人命を守るため、住宅等のリフォーム等工事又は耐震改修工事を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この要綱において、次の次号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する住宅であって、自らが所有し、かつ、居住する又は居住しようとするものをいう。
- (2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) リフォーム等工事 次に掲げるいずれかに該当する工事であって別表第1から別表第5までに掲げるものをいう。
ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (5) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (6) 市内業者 県内業者のうち、市内に住所を有する個人事業主又は市内に本

店を有する法人をいう。

- (7) 移住世帯 平成31年4月1日以降に山形県外から本市に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成31年3月31日までの間に本市に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を本市へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
- (8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 平成18年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (10) 耐震診断 住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）に基づく方法をいう。）に基づき建築士が調査し、診断することをいう。
- (11) 評点 告示において定められた住宅の構造耐震指標をいう。
- (12) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（工事後に評点1.0以上となるものに限る。）をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅等のリフォーム等工事を行う者
- (2) 新庄市市税条例（昭和46年条例第7号）第42条第1項及び第2項に定める固定資産税の納税義務者である者
- (3) 前年度に当該補助金の交付を受けていない者
- (4) 自ら及び自らと生計を一にする者に市税等の滞納がない者
- (5) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない者

2 前項に規定する交付対象者は、当該住宅に居住する又は居住しようとする2親等以内の親族に対して、当該事業に係る申請を委任することができる。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前年度に当該補助対象工事が施工されていない住宅等を対象とするリフォーム等工事であって、別表第1から別表第5までに定めるところにより付した点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事であって、市内業者（別表第1に掲げる工事を含むリフォーム等工事（以下、「減災対策工事」という。））を施工する場

合を除く。)と請負契約を締結し施工するもの。

(2) 耐震診断による評定が0.7未満である住宅を耐震改修する工事であって、県内業者と請負契約を締結し施工するもの。

2 補助対象工事に係る請負契約を締結する場合において、当該契約の締結の日
は、規則第6条に規定する補助金等交付指令書の指令日以後でなければならない
い。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる
補助区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

(1) リフォーム等工事への補助(一般型) 移住世帯、新婚世帯及び子育て世
帯以外が行うリフォーム等工事に要する費用に5分の1を乗じて得た額又は
24万円のいずれか低い額とする。

(2) リフォーム等工事への補助(移住・定住型) 移住世帯、新婚世帯及び子
育て世帯が行うリフォーム等工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額又
は30万円のいずれか低い額とする。

(3) 減災対策工事への補助 リフォーム等工事に要する費用に5分の4を乗じ
て得た額又は30万円のいずれか低い額とする。

(4) 耐震改修工事への補助 耐震改修に要する費用に2分の1を乗じて得た額
又は80万円のいずれか低い額(市内業者と請負契約を締結した場合は、
耐震改修に要する費用の2分の1の額又は100万円のいずれか低い額)
とする。

2 第1項第1号及び第2号並びに第3号のリフォーム等工事に要する費用には、
工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を
含めることができる。

3 第1項第4号の耐震改修工事に要する費用には、前項に定める費用のほか、
補強計画に要する費用を含めることができる。

4 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 補助金の交付は、令和6年4月1日以後に着手し、補助対象工事を行う住宅
1戸につきそれぞれ1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、
交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の契約日
前に提出しなければならない。

(1) リフォーム等工事の内容が確認できる工事図面

- (2) リフォーム等工事に係る工事見積書
- (3) 工事基準点算出表（様式第2号）
- (4) リフォーム等工事を実施する前の工事箇所の写真
- (5) 耐震診断書及び補強計画書（耐震改修工事の場合に限る。）
- (6) 同意書（様式第3号）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書
- (8) 戸籍謄本の写し（他市町村に本籍地がある新婚世帯の場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業の変更）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表第1から別表第5までに定めるところにより付した点数及びリフォーム等工事に要する費用並びに補助金の額に変更がないものをいう。

（実績報告）

第8条 実績報告書の提出期限は、規則第9条の規定にかかわらず、工事完了の日から30日を経過した日又は令和7年2月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) リフォーム等工事に係る工事請負契約書及び工事代金の領収書の写し
- (2) リフォーム等工事の実施中及び完成時の工事箇所の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

工事内容	点数
1-1 住宅に防災ベッドを設置する工事	10 点/箇所
1-2 住宅に耐震シェルターを設置する工事	10 点/箇所
1-3 居室部分を補強する工事	10 点/箇所

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

別表第 2

工事内容	点数
2-1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10 点/工事
2-2 外部に面する住宅の開口部に別表第 6 (1) の基準を満たす建具を設置する工事	5 点/箇所
2-3 熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所
2-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第 6 (2) の基準を満たす断熱材を使用する工事	2 点/m ²
2-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所

別表第 3

工事内容	点数
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換し、又は改良する工事	10 点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10 点/m ² 10 点/箇所 2 点/箇所 3 点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/m ² 10 点/箇所 10 点/箇所

3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に 手すりを取り付ける工事 (1) 長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/m 2 点/箇所
3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の 床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口 及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくす る工事を含む） (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに 浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10 点/m ² 5 点/m ² 又は 2 点/箇所
3-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当 するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5 点/箇所 1 点/箇所 10 点/箇所 5 点/箇所 2 点/箇所
3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²
3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所

別表第 4

工事内容	点数
4-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であつて、次 のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付 ける工事 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	2.5 点/箇所 累計 5m 未満 は 5 点、累 計 5m 以上は

	10 点
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1 階分につき 5 点
4-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所
4-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所

別表第 5

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1 m ³

別表第 6

(1) 別表第 2 で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換	3.5 以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第 2 で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
屋根	4.6 以上
天井	4.0 以上
外壁	2.2 以上
床	3.3 以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7 以上